

## 平成30年 第5回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年5月7日(月) 午前9時00分～午前9時56分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	6番 木室徳好 委員	7番 吉原春樹 委員
8番 赤坂隆義 委員	10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員
12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員
15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員
18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員
21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員
27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(3人)

5番 井上保博 委員	9番 中村勝郎 委員	31番 岩永廣康 委員
------------	------------	-------------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 専決事項の報告及び承認について

(5) 平成30年白石町農用地利用集積計画(5号)の承認決定について

(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告  
(2) あっせん申出の取り下げについて

業務連絡事項 (1) 第6回農業委員会総会の日時及び場所  
(2) 農業委員会だよりについて  
(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	白武ゆかり	淵上悦子			

## 7. 会議の概要

事務局長 ただいまより、平成30年5月第5回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、5番井上保博委員、9番中村勝郎委員、31番岩永廣康委員より欠席の届け出があつております。本日の出席委員は37名中34名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により、会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、19番の川崎敏樹委員、20番の小柳眞佐美委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### ＝議案番号第87号＝

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第87号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第87号。

権利の種類は所有権の移転、売買。

申請農地の表示。大字福吉字本谷〇〇番、面積が田1,768㎡です。

譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地、〇〇の〇〇さん。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇の〇〇さん。

耕作面積は、田12,360㎡、畑238㎡、計12,598㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由としまして、譲受人の要望でございます。譲受人は退職後、専業農家となられましたが認定農家の要件を満たす経営は見込めないとのことで、第3条にて所有権移転を申請されています。なお、すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として申請時に譲受人と現地確認を行いました。譲受人は、今年4月に定年退職をされ、現在、米を中心に約1haの規模で営農されています。位置図の1ページを見てわかりますとおり、申請地は譲受人の農地に隣接しており、現在は蓮根を作付けされています。譲受人は蓮根圃場のまま買受し、営農される予定です。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第87号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第87号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第88号＝

議長 続きまして、議案番号第88号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第88号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字大渡字下四本松〇〇番、同じく大字大渡字下五本松〇〇番、同じく大字大渡字下八本松〇〇番、面積は田の7,283㎡です。

貸付人は、白石町大字福田〇〇番地、子である〇〇さんです。借受人は、白石町大字大渡〇〇番地、親である〇〇さんです。

耕作面積は、田15,155㎡、畑394㎡、計15,549㎡です。

稼働力は女1名です。

申請の事由としまして、別世帯の親に対しての使用貸借権の設定をするものです。期間は平成30年5月7日から平成40年5月6日の10年間です。借受人は以前から申請の農地を含め就農をされており、税務上の申告等もあってございますが、申請農地の所

有者が子（貸付人）であり、賃借権、使用貸借権の設定をしていなかったため耕作面積に含まれていなかったものです。今回、子の農地を使用貸借権の設定をし、台帳と実際の耕作面積の整合を図るものでございます。すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。もう1回説明をしてもらってもいいでしょうか。

事務局長 免税軽油の申請のため耕作証明のお願いにこられました。証明として出した面積が、実際、耕作面積より少なかったので、内容を確認いたしましたところ、今、申し上げたように使用貸借権の設定がなされていなくて、お母さんの名義になったままだったということです。ただ、確定申告の内容は耕作面積として、きちんと入っておりましたし、その確認はできたんですけれども今後のこともありますし、ここで改めて設定をするという申請です。

○番 結構こんなのは多いのではないのでしょうか。

事務局長 もしかしたらあるかもしれません。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第88号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第88号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第89号＝

議長 続きまして、議案番号第 89 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 89 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字築切字二本黒木〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、同じく字大角搦〇〇番、〇〇番、同じく字谷〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、同じく字明五搦〇〇番、大字横手字芦兵エ搦〇〇番、大字新拓〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は田 26,669 m<sup>2</sup>、畑 291 m<sup>2</sup>、合計 26,960 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字築切〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 26,669 m<sup>2</sup>、畑 291 m<sup>2</sup>、合計 26,960 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金の受給継続のため、後継者の変更に伴い、後継者に対して使用貸借権の再設定をするものです。期間は平成 30 年 5 月 7 日から平成 60 年 5 月 31 日の 30 年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 89 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 89 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 90 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 90 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 90 号。

申請農地の表示。大字田野上字一本松〇〇番、畑 222 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 60 m<sup>2</sup>、合計で 282 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字田野上〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

転用目的は、借家住宅、車庫及び駐車場となっております。

転用の事由としまして、現在、町外に居住する娘夫婦の居住用として申請地に借家住宅を新築したい。また、平成 15 年ごろに〇〇番と〇〇番の一部に車庫を建設して利用していたものです。始末書の提出があつています。

事業または施設の概要は、借家住宅 74.52 m<sup>2</sup>、駐車場 30.00 m<sup>2</sup>、車庫 58.14 m<sup>2</sup>、その他 239.34 m<sup>2</sup>、宅地同時利用です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が道路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に決定公告がされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとなっております。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。位置図につきましては 2 ページから 4 ページをご参照ください。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 4 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請人の自宅敷地と申請地に娘夫婦の住宅及び駐車場等の整備を計画しております。周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。また、既に無断で転用されている車庫については十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 90 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 90 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 90 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 91 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 91 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 91 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字大渡字喜佐木〇〇番、面積が田の 1,100 ㎡です。

貸付人は、白石町大字大渡〇〇番地、〇〇の〇〇さん。借受人は白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、農業用資材置場となっております。

転用の事由としまして、平成 29 年度より親とは別に新規で就農し、野菜を中心に営農を開始したが、農業機械や農業資材（育苗箱等）を置くスペースを確保するために申請地に農業用倉庫、農業用資材置場を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 144.00 ㎡、農業資材置場 300.00 ㎡、その他 656.00 ㎡です。

位置及び影響等は、東側が町道、西側が水路、南側が畑、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 30 年 1 月 5 日に決定公告がされています。農地区分は農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更となっております。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、5 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として4月27日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局から説明がありましたとおり、親所有の農地を子が借り受けて、農業用倉庫と農業用資材置場の整備を計画されています。申請地は、借受人の経営規模や、配置する農業用資材などの量から見ても妥当な面積であり、区長、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第91号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第91号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第91号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第92号＝

議長 続きまして、議案番号第92号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第92号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。白石町大字福富下分字興福四区〇〇番、面積が田の500㎡です。

貸付人は、白石町大字福富下分〇〇番地、〇〇の〇〇さん、借受人は白石町大字戸ケ里〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

転用目的は、農家分家住宅、駐車場、庭となっております。

転用の事由としまして、現在、町内のアパートに住んでいるが、子どもの成長に伴い手狭になると考えられ、親が居住する福富地域に住むことで、子育てのサポートをお願いし、将来的には親の介護をすることも考えているため申請地に分家住宅を建設したいとのことです。

事業または施設の概要は、分家住宅124.00㎡、駐車場36.00㎡、庭30.00㎡、その他310.00㎡です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が道路、南側が田、北側も田です。面積の検討は  
適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 29 年 12 月 8 日に決定公告されてお  
りま  
す。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区  
域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周  
辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して  
設置されるものとなっております。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も  
全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図  
は 8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 2 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務  
局から説明がありましたとおり、親所有の農地を子が借り受けて農家分家住宅、駐車場、  
庭の整備を計画されています。申請地は過大な面積でもなく、区長、生産組合長、隣接  
農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたしま  
す。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 92 号に  
ついて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 92 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 92 号は原案のとおり申請を許  
可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 93 号 =

議長 続きまして 4.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 93 号、

事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。白石町農業委員会業務規則第 2 条の規定によりあっせん委員を指名したので報告し承認を求めます。

議案番号が第 93 号。

申出農地の表示、大字新開〇〇番、田の 1,970 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。

あっせん申出者、福岡県粕屋郡宇美町障子岳〇丁目〇番〇号、〇〇さん、あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行う、あっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第 2 条 6 号により規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めますのでございます。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これについて何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 93 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 93 号は当委員会で承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 94 号＝

議長 続きまして、議案番号第 94 号、5.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 94 号、平成 30 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 7 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は〇〇の〇〇さん。土地の表示は、大字福田字郷楠〇〇番、田の 1 筆で 3,320 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成 30 年 5 月 8 日、支払期限は平成 30 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は九州ひぜん信用金庫への振込み。買い手の取得後の経営面積は 280,207 m<sup>2</sup>になられます。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は〇〇の〇〇さん。土地の表示は、

大字遠江字八平〇〇番、大字八平字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、畑の4筆で15,204 m<sup>2</sup>です。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成30年5月8日、支払期限は平成30年8月31日。10a当たりの対価は、大字遠江分が〇〇円、大字八平分が〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、佐賀共栄銀行口座への振込み。取得後の経営面積は15,204 m<sup>2</sup>です。

整理番号3番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は〇〇の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の1筆で2,879 m<sup>2</sup>。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は平成30年5月8日、支払期限は平成30年11月30日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は59,514 m<sup>2</sup>。

整理番号4番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は福岡県の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、田の1筆で1,970 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦。所有権の移転時期は平成30年5月8日、支払期限は平成30年7月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は84,331 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号5番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は〇〇の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の1筆で4,498 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・玉葱。所有権の移転時期は平成30年5月8日、支払期限は平成30年10月31日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は41,268 m<sup>2</sup>。

整理番号6番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は〇〇の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の3筆で8,935 m<sup>2</sup>です。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成30年5月8日、支払期限は平成30年9月28日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は49,585 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号7番、買い手は〇〇の〇〇さん。売り手は〇〇の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、田の1筆で5,797 m<sup>2</sup>です。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成30年5月8日、支払期限は平成30年9月28日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA口座への振込み。取得後の経営面積は40,650 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページから5ページにかけて52件、6ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が4件、合わせまして56件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が54件、使用賃借権設定が2件となっております。そのうち新規が36件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが18件で、再設定は20件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが45件です。今回の利用権の総面積は277,082.98 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが3件、個人によるものが53件、農地中間管理機構によるものが4件となっております。なお、今回の計

画の中で未相続農地は 19 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、56 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の○○委員、○番の○○委員はしばらく退席をお願いします。

( ○番○○委員、○番○○委員 退席)

議長 今回は、所有権移転と利用権設定と別々に採決をとります。それでは所有権移転について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。整理番号 5 番の 10a 当たりの対価が○○円ということはどういう理由でこの金額でしょうか。

○番 ○番の○○です。これは○○さんと私が話し合いまして、この案件を指導いたしております。ここの土地は、C 地区でもほとんど 1 番下に近いところです。それで隣ではありますが水が出にくいわけです。土地の評価として、そのポンプ場が普通よりも出にくいという状況でありましたのでこの値段としました。だいたい標準であれば○○万ということにしておりますけれども、C 地区に関しましては良いところで○○万、普通だったら○○万でせざるを得ないということになります。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 94 号の所有権移転で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 94 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長        それでは、利用権設定のほうにうつります。これについても、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員、○番の○○委員は、それぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。

              それでは、利用権設定について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番        ○番の○○です。6 ページの農業公社について質問です。農業公社は貸し手が出して、公社がなかに入るわけですが、借り手が見つかったから契約をするわけですか。それと公社の受付窓口は農業委員会ですか。もう 1 つ、公社は途中で合意解約はできるのですか。

事務局     事務局の○○です。先ほど、○○委員のほうからご質問がありましたが、農地公社の貸し借りですが、通常であれば相手を見つけて来られて、公社を通したいと希望があつてから、中間管理機構を通してやることになっております。借り手さんにつきましては、まず借り手さんの希望を出しておいて、そのあとに貸し手さんの相手が誰でもいいというのであれば、決まるということもあります。相手が決まっていなくて出されることもあります。今回につきましては、法人が相手ということになっております。

              次に合意解約ですが、合意解約は可能です。地主さんは公社との解約、借り手さんは公社との解約となります。窓口は農業振興課のほうで受け付けをしております。情報は農業委員会を通していただくことになっております。貸し手さん、借り手さん、だいたい決まってやっている方が多いです。ただ借り手さんにつきましては、もっと増やしたいという方は借り手さんだけ出してらっしゃる方は多々いらっしゃいます。

○番        整理番号 55 番ですが、貸し手さんが○○さんになっております。賃借料が○○円ですけれど、南有明の法人に貸してあると思いますが、法人に貸せば○○円でしょう。○○さんという人は知っているのかと思うわけです。そこらへんは法人のほうで貸し手さんのほうに説明がなされているのか。

事務局     ○○さんも法人のほうに貸していらっしゃいますので、法人のほうの説明をされているとは思いますが、内容を確認させていただきます。

事務局     補足ですが、基本的に今、集落営農の法人化があつています。北明、六角、南明ですね。北明が自作地につきましては、昨年 12 月から 3 月の間に集落ごとに行って、頭は平成 30 年 4 月 1 日から 10 年の契約として、米・麦・大豆の自作地については法人に全部預けたかたちになっておりますので、基本的に全部書類的には法人が公社と交わした

のが農業委員会に届くようになっています。今回は、北明と南明が1件あがっていますが、北明があげ損ねた点があっているということです。南明の〇〇さんは1件だけ急ぎということであがって、今後、集落ごとというような感じで計画的にはあがってくる予定になっていますけど、あくまでも話をしたうえでの書類がうちのほうにあがってきていますので、〇〇円というのもお互いに話し合いをしていただいたうえでの金額です。うちがどうこう言われませんので、南明は〇〇円を現金という話は伝わってきていたけど、1件1件はまだ変わっているかもしれませんが、ここらへんは法人と公社の業務で、農業委員会はあくまでもきた書類を受けるということになります。

議長       いいでしょうか。

〇番       はい。

議長       他にございませんか。

〇番       〇番の〇〇です。先ほどから農業公社ですね、その話がここ3年ぐらい前から農業公社というのが必ず出てくる訳ですけど、農業公社が入るとするのは、法人化したところの受け入れ先が農業公社ということになっているわけですね。法人をまとめていくうえで解約も自由にできますよということは、解約した時は法人を抜けるということでしょう。自分が売りたいから法人から抜けますよというような状況なんですよ。解約をするということ。しないときであれば法人に預けっぱなしだから作る人から耕作料をもらうというようなシステムになっていると思うんですよ。今の法人は農地を集約しなさいということになっている訳ですから、簡単に抜けるということは、その面積減ってきて補助の対象とかにも影響が出るのではないのでしょうか。

事務局     解約したからといって、法人を抜けるわけではないです。ちょっと出てきたのが、この契約を売買したときに、その前に法人にも自作の分を全部預けていたというときは、それにつきましては、売買をしたのでということで、あくまでも初めに法人と本人が契約をしていた田だったのですが、別の人に売った場合は解約というかたちで書類を提出していただくということになります。あくまでも解約だけで法人を脱退するという訳ではないです。

〇番       それは法人の中だけだったらいいですよ。法人に入っていない人が、じゃあそこを買いたいと、買うためにはそこを外さないといけないということでしょう。その場合、法人の面積というのは、カウントされなくなってくるわけでしょう。簡単にその法人を今農地の集約をしなさいというかたちになっているのに、その面積が減ってくるということですよ。案件が崩れるということですよ。

事務局 1番最初に、Aさんという人から法人に契約をして、Bさんにいったという場合も、あくまでもAさんと公社の契約はいったん切れますが、同じ法人内にした場合、契約は買った人になるので、法人的に面積は変わらないですけれども、Aさんと公社、Bさんと公社ということで、契約は解約したあとに同じ法人なのでBさんと契約をしていただくことになります。ここで別々の法人では少し変わってくる場合がありますけど、解約したから法人を抜けることではないです。法人を抜けたら逆に解約する場合も出てくる可能性もあります。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第94号の利用権設定で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第94号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第95号～第98号＝

議長 続きまして、6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第95号から98号まで、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第95号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の1,845㎡、同じく大字新拓〇〇番地、田の3,956㎡、合計の5,801㎡。2筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

議案番号第96号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の2,941㎡です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

議案番号第 97 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 2,944 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字築切〇〇番地、〇〇の〇〇さんです。

議案番号第 98 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 1,950 m<sup>2</sup>、同じく大字八平字新開〇〇番、畑の 1,875 m<sup>2</sup>、合計の 3,825 m<sup>2</sup>。2 筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

以上、議案番号第 95 号から議案第 98 号まで 4 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第 95 号から 98 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 95 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 96 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 97 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 98 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

〇番 はい。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 95 号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員、2 つともです。96 号も〇番〇〇委員と〇番〇〇委員、97 号も〇番〇〇委員と〇番〇〇委員、

98号は〇番〇〇委員と〇番〇〇委員、2つともです。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第95号、96号、97号の3件は〇〇、98号が〇〇です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 以上、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② あっせん申出の取り下げについて

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第6回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農業委員会だよりについて
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第3回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前9時56分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員